

第5節 対策推進のための役割分担

1 基本的な考え方

新型インフルエンザは感染が拡大しやすく、インフルエンザ(H1N1)2009の例では、発生後約1年間に、国民の16.3%、2,077万人が医療機関を受診したと推計される。(平成21年第28週から平成22年第32週まで)

こうした社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関による対策だけでなく、医療機関や事業者、市民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不可欠である。

2 各主体の役割

(1) 市(消防本部、火葬場等を含む)

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対する地域情報の提供、相談等への対応、予防接種、要援護者への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者等の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備及び廃棄物処理(家庭ごみの処理)の円滑な実施など、主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村、関係機関・団体等との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等患者の医療を提供するという極めて重要な役割を担うことから、医師会等を通じて県や市等と緊密に連携し、発生前から、新型インフルエンザ等対策の準備を進めることが求められる。

(3) 一般事業者

一般事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策のための準備を行うことが求められる。

重大な健康被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれ、特に多数の人が集まる事業を行う者については、まん延防止のための措置の徹底が求められる。

(4) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット[※]等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努め

る。また、発生に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、まん延防止のための個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。